

横須賀市報

第1835号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告示

- ◇除去した違法放置等物件の保管について…………… 14917
- ◇個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定について中一部改正…………… //
- ◇地縁による団体の認可について…………… //
- ◇道路区域変更について…………… 14918
- ◇道路の供用開始について…………… //
- ◇港湾施設の概要について中一部改正…………… //

公告

- ◇新型コロナウイルス感染症の予防接種について…………… //
- ◇市民税・県民税ほか3件の督促状の公示送達…………… //
- ◇債権差押調書の公示送達…………… 14919
- ◇配当計算書の公示送達…………… //
- ◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達…………… //
- ◇開発行為の工事完了について…………… //
- ◇新型コロナウイルス感染症の予防接種について中一部改正…………… //
- ◇建築基準法の規定による公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の認定について…………… //
- ◇地籍調査における筆界案の作成について…………… //

上下水道局告示

- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… 14920
- ◇指定下水道工事店の指定について…………… //

農業委員会告示

- ◇農業委員会総会の招集について…………… //

告示

横須賀市告示第24号 (令和4年2月17日) 掲示済

道路法(昭和27年法律第180号)第44条の3第1項及び第2項の規定により、次のとおり違法放置等物件を除去し、及び保管しました。

令和4年2月17日

横須賀市長 上地克明

- 1 保管した違法放置等物件の名称又は種類、形状及び数量
 - (1) 木材(丸太及び角材) 126本
 - (2) 木材(窓枠及び扉形状のもの) 6個
 - (3) コンクリート製置物 1個
 - (4) スタンドミラー(高さ146センチメートル、幅28センチメートル) 1台
 - (5) 木片等一式
 - (6) 金属製工具類一式
- 2 保管した違法放置等物件が放置され、又は設置されていた場所及びその違法放置等物件を除去した日時
 - (1) 保管した違法放置等物件が放置され、又は設置されていた場所
横須賀市衣笠栄町3丁目62番63地内
 - (2) 違法放置等物件を除去した日時
令和4年2月17日午前10時26分
- 3 違法放置等物件の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 違法放置等物件の保管を始めた日時
令和4年2月17日午前11時10分
 - (2) 違法放置等物件の保管の場所
横須賀市公郷町4丁目4番1号

- 4 返還を受ける方法等
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

- 5 問い合わせ先
横須賀市土木部道路維持課

横須賀市告示第39号

平成21年横須賀市告示第127号(個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定について)の一部を次のように改正します。

令和4年3月10日

横須賀市長 上地克明

条例第12条の3第1号イに掲げる寄附金の部の表に次のように加える。

特定非営利活動法人なるとかなる(横須賀市馬堀町三丁目12番1号)	左に掲げる者の行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る運営費に關連する寄附金(横須賀市の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。)	令和4年1月5日から令和9年1月4日まで
----------------------------------	--	----------------------

横須賀市告示第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和4年3月10日

横須賀市長 上地克明

- 1 名称
矢之津町内会
- 2 規約に定める目的
会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと。
- 3 区域
馬堀町2丁目(1番1号から1番2号まで及び5番17号から5番19号までを除く。)並びに馬堀町3丁目1番、2番1号及び21番から27番までの区域
- 4 主たる事務所
横須賀市馬堀町2丁目3番8号
- 5 代表者の氏名及び住所
井上桂二
横須賀市馬堀町3丁目21番6号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
無
- 7 代理人の有無
無
- 8 解散の理由
 - (1) 破産
 - (2) 横須賀市長の認可取消し
 - (3) 総会の決議
 - (4) 構成員の欠亡

9 認可年月日
令和4年3月10日

横須賀市告示第41号
道路区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更します。
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和4年3月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
1	旧	追浜東町3丁目71番の4地先から 追浜東町3丁目71番の4地先まで	メートル 1.2~ 1.3	メートル 6.0
	新	追浜東町3丁目48番の3地先から 追浜東町3丁目55番の8地先まで	1.2~ 2.5	66.9
143	旧	追浜東町3丁目48番の3地先から 追浜東町3丁目56番の8地先まで	1.2~ 2.5	104.8
	新	追浜東町3丁目71番の4地先から 追浜東町3丁目56番の8地先まで	1.2~ 1.3	23.2
657	旧	上町2丁目46番の7地先から 上町2丁目20番の14地先まで	5.2~ 6.0	171.0
	新	上町2丁目46番の7地先から 上町2丁目20番の14地先まで	15.0~28.3	161.9
1,519	旧	森崎2丁目1875番地先から 森崎2丁目1706番の7地先まで	1.8~ 2.0	43.3
	新	森崎2丁目1875番地先から 森崎2丁目1706番の7地先まで	1.8~ 4.2	42.5

横須賀市告示第42号

道路の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、令和4年3月10日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和4年3月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終 点
1	追浜東町3丁目48番の3地先から 追浜東町3丁目55番の8地先まで
143	追浜東町3丁目71番の4地先から 追浜東町3丁目56番の8地先まで
1,519	森崎2丁目1875番地先から 森崎2丁目1706番の7地先まで

横須賀市告示第43号

平成6年横須賀市告示第44号(港湾施設の概要について)の一部を次のように改正します。

令和4年3月10日

横須賀市長 上 地 克 明

第18項の表浦賀港湾施設用地の項中「27,614」を「27,757」に改める。

公 告

横須賀市公告第31号 (令和4年2月28日) 掲 示 済

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施します。

令和4年2月28日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の対象者
次のいずれかに該当する12歳以上の方
(1) 本市に住所を有する方
(2) 前号に掲げる方のほか、やむを得ない事情がある方として市長が認める方
- 2 実施場所
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間
令和4年3月1日から同年9月30日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
予診の結果、被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことがある方であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められる方
(2) 明らかな発熱(通常37.5度以上の発熱をいう。)を呈している方
(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
(5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
無料

横須賀市公告第32号 (令和4年3月1日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年3月1日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発付年月日
令和3年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第1期分	令和3年7月29日
		第2期分	令和3年9月29日
		第3期分	令和3年11月29日
		第4期分	令和4年2月1日
			令和4年2月8日
		5月随時	令和3年6月29日
	7月随時	令和3年8月26日	
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第3期分	令和4年2月15日
	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和3年6月29日

(別紙略)

横須賀市公告第33号 (令和4年3月1日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年3月1日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第34号 (令和4年3月1日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年3月1日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第35号 (令和4年3月1日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年3月1日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和3年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第36号 (令和4年3月1日) 掲 示 済

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月1日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工 事 完 了 検 査 済 証 交 付 年 月 日 及 び 交 付 番 号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和3年8月30日 令3開第4号	令和4年2月21日 令3第12号	横須賀市西逸見町3丁目7番ほか 2筆	横須賀市日の出町一丁目7番地 株式会社ベルテックス 代表取締役 武 田 哲

横須賀市公告第38号 (令和4年3月7日) 掲 示 済

新型コロナウイルス感染症の予防接種について(令和4年横須賀市公告第31号)の一部を次のように変更し、令和4年3月8日から施行します。

令和4年3月7日

横須賀市長 上 地 克 明

第1項中「12歳」を「5歳」に改める。

横須賀市公告第39号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物を認定したので、同条第6項の規定により公告します。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和4年3月10日

横須賀市長 上 地 克 明

認定番号	認定年月日	対 象 区 域	申請者の住所及び氏名
令3第1号	令和4年3月10日	横須賀市稲岡町82番6ほか4筆	神奈川県横須賀市稲岡町82番地 学校法人神奈川歯科大学 理事長 鹿 島 勇

横須賀市公告第40号

地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。)第30条第3項の規定により筆界案を作成したので、同項の規定により公告します。

令和4年3月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番
横須賀市長井五丁目4648番2
横須賀市長井五丁目4665番1

- 2 筆界案を確認することができる場所
横須賀市土木部道路管理課
- 3 筆界案を確認することができる者
筆界案を作成した土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人のうち準則第30条第3項に規定する所在不明所有者等
- 4 筆界案の作成者
横須賀市
- 5 意見の申出

令和4年3月10日から同月30日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後5時までの間、市に意見を申し出ることができません。

なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第30条第3項の規定により筆界の調査を行います。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第7号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和4年3月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
603	株式会社THRIVE	工藤雄吾	横浜市栄区公田町1625番地1	令和4年2月14日	令和9年2月13日

横須賀市上下水道局告示第8号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和4年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和4年3月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須412	有限会社サンスイ工業	鈴木雄二	茅ヶ崎市赤羽根448番地5	令和4年2月21日

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第3号（令和4年3月1日 掲示済）

令和4年第3回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和4年3月1日

横須賀市農業委員会
会長 田丸定雄

- 日時 令和4年3月10日午後2時
- 会議開催の場所 農業委員会室
- 会議に付議すべき事項
 - 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 農地等の現況に関する照会に対する回答について
 - 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について